

1-1 健康づくりの推進

基本計画 2020 における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）○基本計画 2015 における計画事業
☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）健康づくりの支援

① 毎日の健康づくりの支援	○健康寿命の延伸プロジェクト ☆若い世代に向けた健康づくり
② 健康づくり支援の環境整備	
③ 介護予防・地域支援事業の推進	

（2）保健・医療体制の充実

① 地域医療システムの整備	
② 地域保健活動体制の充実	
③ 早期発見・早期治療体制の充実	
④ 安全で健康的な生活環境の確保	

北区基本構想

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけて生活することが重要です。区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

重点施策

★毎日の健康づくりの支援

⇒糖尿病やがんをはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、若い世代が健康づくりを意識するきっかけづくりや、健康を意識した行動の習慣化に向けた取組みを継続的に支援する。

★地域医療システムの整備

⇒かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を図る。

★早期発見・早期治療体制の充実

⇒身近な地域で日常的に受診・相談等ができるよう、特定健診、がん検診等の充実を図り、疾病の予防・早期発見につなげる。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・生活習慣病を正しく理解し、日頃から栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣を身につける。
- ・日常生活の中で楽しみながら、毎日の歩数や体重の記録等に関心を持ち、健康づくりの意識を高める。
- ・定期的に健診や検診を受ける。
- ・保健医療関係団体、企業、事業者やNPO等は、区民の生活習慣病の予防や健康づくりの支援を働きかける。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会はかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及の定着に向けて取り組む。



区（行政）の役割

- ・生活習慣病やバランスの良い食習慣に関する知識を普及啓発する。
- ・運動をはじめとした健康を意識した行動の習慣化に向けて取り組む。
- ・健診や検診の重要性を啓発し、受診しやすい体制を構築する。
- ・地域に密着する保健師を中心とした健康づくりの支援を行う。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を支援する。
- ・在宅療養を支える医療・介護関係者のさらなる連携推進を図る。

(1) 健康づくりの支援

区民の健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図る

【基本計画2015の実績評価】

毎日の健康づくりの支援：平成25年度からの3年間、新型栄養失調予防の調査研究に協力し、研究成果に基づき、新型栄養失調予防講演会や高齢者あんしんセンター（※1）における講座など普及啓発に取り組んできた。

介護予防・地域支援事業（※2）の推進：住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、要支援の認定を受けた方等に対して訪問・通所サービスを行うなど地域の実情に応じたサービスを提供するとともに、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体と協力して、おたっしや教室を通じた自主グループの創出や支援など高齢者を支える体制を整備した。

また、高齢者自身が地域や社会の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活ができるよう介護予防リーダーの養成やいきいきサポーター制度（※3）等を推進している。

65歳健康寿命（※4）は、ほぼ横ばいとなっており、東京都の平均を下回っている。全身の栄養状態を示す血清アルブミンの基準値は、3.9~5.1g/dlである（65歳以上高齢者）。

北区の目標は4.2g/dl以上としているが、男女とも7割強と高くなっている。

健康寿命のさらなる延伸に向け、区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援し、栄養・運動・休養・社会参加というさまざまな視点から、引き続き健康づくり支援事業を実施する。

【社会動向】

【国】健康寿命延伸に向けた取組みとして「次世代の健やかな生活習慣形成等（健やか親子施策）」、「疾病予防・重症化予防（がん対策・生活習慣病対策等）」、「介護・フレイル予防（介護予防と保健事業の一体的実施）」を重点取組分野としている。

【区】他の保健、福祉計画との整合を図り、「北区ヘルシータウン21（第二次）（平成26年3月）」の後期5か年計画改定を行っている。

⇒データヘルス計画（※5）をはじめ、様々なデータが分析され、さらにデータに基づく数値目標や地域の健康課題に対する対応が求められる。

【今後の課題】

①65歳健康寿命はほぼ横ばいとなっており、健康寿命のさらなる延伸につながる生活習慣の獲得・改善への啓発が必要である。

②地域における健康課題を解決するため、区及び関係機関等が、健康づくりに関する取組みを実施できる、地域コミュニティの育成が必要である。

③高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、長く健康で自立した生活を続けられるよう、介護予防や健康づくりに関心のある方が参加できる場所を身近な地域に増やしていくことや、地域や社会の中で役割を持って生活できるように支援することが必要である。

【各種調査結果から】

【国民健康・栄養調査（平成28年）】

○糖尿病が強く疑われる者（糖尿病有病者）、糖尿病の可能性を否定できない者（糖尿病予備群）はいずれも約1,000万人と推計される。
⇒糖尿病を中心とした生活習慣病発症予防と重症化予防に取り組む必要がある。

【健康づくりに関する意識・意向調査（平成30年3月）】

○運動習慣の有無では、「週2日以上」が4割強。若い世代ほど、運動習慣のある割合が少ない。
⇒若い時から健康に関心を持ち、健康を意識した行動が習慣化することが必要である。

○1日当たりの野菜摂取量（目標：350g）は、140g以下が6割台半ばを超えている。
⇒野菜の摂取量を増やすため、区と関係機関が一体となって取り組む必要がある。

【基本計画2020に向けて】

健康づくりは自らの意識と行動が基本であることから、区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、若い時から健康に関心を持つきっかけをつくり、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援を行う。区民一人ひとりの健康づくりの充実と地域共生社会（※6）の実現をめざして、健康寿命の延伸を図る。

【施策の方向性】

①毎日の健康づくりの支援

健康寿命の延伸のため、糖尿病を中心とした生活習慣病予防と重症化予防、若い世代からの健康づくりの支援について、重点的に取り組む。

日常生活のなかで「気軽にできる健康づくり」を推進し、生活習慣改善のきっかけづくりを推進する。

②健康づくり支援の環境整備

地域において健康づくりや保健福祉に関する活動を通して地域のつながりを強化し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会の実現をめざす。

保健師の地域活動を通して、区民の健康づくりの支援を行い、様々なデータを活用して地域の課題を分析し、保健施策の立案・実施等につなげる。

③介護予防・地域支援事業の推進

自立支援、介護予防・重度化防止の取組みに沿った事業を展開して、高齢者のだれもが自らの意思で活躍できる場を地域の身近な場所に増やすなど、地域の中で支え合うしくみづくりを構築する。

【取組み例】

①バランスの良い食事と野菜摂取量を増やす普及啓発や身体活動量を増やす取組みを推進する。予防から治療までの一貫した糖尿病対策を進め、誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制の整備を推進する。若い世代から健康づくりを意識するきっかけと、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援により、健康づくりの意識を高める。

②健康支援センターの保健師が中心となって、横断的・包括的に区民や地域に関わり、地域全体の健康課題について、区民と協働しながら分析、共有する。

地域の健康づくりを応援する活動に取り組む区民を支援する。

保健師が、区民や関係機関とのネットワークを生かした地区活動を行う。

③介護予防の各種教室を開催し、生活支援コーディネーター（※7）の配置や協議体の設置を通じて、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する。

【重点施策】

★毎日の健康づくりの支援

⇒糖尿病やがんをはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、若い世代が健康づくりに意識するきっかけづくりや、健康を意識した行動の習慣化に向けた取組みを継続的に支援する。

(2) 保健・医療体制の充実 区民が健康で過ごす時間が増加する

【基本計画2015の実績評価】

休日診療、子ども夜間緊急事業については、安定的に事業を実施した。

乳幼児健診を計画的に実施し、併せて子育て世代包括支援センター事業（はびママたまご面接）（※8）では、対面の面接を基本に、全妊婦に対して保健師等の専門職が関わるよう努めた。

特定健診、がん検診等の健診等事業については、受診率向上に向け、実施機関との協力体制の下、各種健診等を実施した。

予防接種事業については、乳幼児、高齢者を対象に概ね計画どおり実施した。

多職種連携研修会及び顔の見える連携会議については、概ね計画どおり実施し、医療・介護関係者の関係づくりを進めた。

休日診療、子ども夜間緊急事業の安定的な運営により、一定数の利用者があった。乳幼児健診等、特定健診やがん検診、予防接種、食品衛生指導等の事業の継続的・安定的な実施が区民生活の安全安心につながった。

健康施策はそれぞれの事業が密接に関連し、連携することによって効果を上げている部分が多いため、こうした点を十分に踏まえ、健康施策に対する区民ニーズ等を把握し、より効果的な実施方法を検討のうえ、着実に実施してきたところであり、今後も安定した事業運営を行っていく。

【社会動向】

【国】「健康日本21（第二次）（平成30年）」に示された基本的な方向の中間評価（素案）において、53項目の目標中32項目で改善とした。項目の一つである「健康格差対策に取り組む自治体の増加」については改善とされた。

受動喫煙対策として平成30年度に健康増進法を改正した。

【東京都】受動喫煙対策として、国の法律改正を受けた新たな条例を制定した。

【区】国と東京都の動向を受け「北区ヘルシータウン21（平成26年3月）」の中間の見直しを行っている。

⇒区民生活の安全安心に向け、既存事業の安定的な実施と並行して、受動喫煙防止対策や新たな健診等のニーズへの対応、既存の健診等事業の見直し、地域医療関係者及び関係機関の連携推進に向けた取り組み等が求められている。

【今後の課題】

①乳幼児、高齢者、障害者を含めたすべての区民が身近な地域で必要な医療を適切に受けられるよう、保健医療や在宅療養を支える体制整備、医療環境の充実が求められている。

②子育て世代等が地域社会において安心して生活できるよう、行政と医療機関等の連携の下で必要なサービスが提供できる体制を構築する必要がある。

③疾病の予防・早期発見のため、受診率が低いがん検診等の受診率向上に向けた取り組みや健診受診後のフォロー事業（がん精密検査や特定保健指導）の充実が求められている。

④東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントを契機として、受動喫煙などの観点から生活環境整備を見直していく気運が高まっている。

【各種調査結果から】

【健康づくりに関する意識・意向調査報告書（平成30年3月）】

○かかりつけ医がいる人は43.8%と前回（平成25年）より4.7ポイント下がっており、東京都の平均を下回っている。

⇒かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着等の課題に引き続き取り組む必要がある。

○健診等を受けていない理由は、忙しいが22.6%と2番目に高い割合を示している。

⇒区民の利便性を高め、各種健診等を身近な区内の医療機関で受けられるようにすることが求められている。

【基本計画2020に向けて】

健やかに安心して生活するため、保健・医療体制の充実に向け、関係機関等が連携し、区民のライフステージに合わせた事業を展開する。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着に向けた取り組みを引き続き実施するほか、医療・介護関係者が連携して対応できるよう、土台となる関係者の顔の見える関係づくりや、ICTを活用した情報共有支援等に取り組む。

【施策の方向性】

①地域医療システムの整備

身近な地域で日常的に受診、相談等ができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及と定着を図るほか、在宅療養を支える医療・介護のさらなる連携推進を図る。

夜間や休日の急病等も適切な医療が受けられる体制整備や区内医療環境の充実にあたっての地域課題や区民ニーズの把握に取り組む。

②地域保健活動体制の充実

医師、歯科医師、保健師等の専門職が連携して地域保健活動に適切に関与できる体制を構築する。

③早期発見・早期治療体制の充実

区民の健康寿命を延ばすため、各種健診等の受診率向上を図り、地域の中で、各種健診等の実施から疾病の治療に至るまで対応できる医療システムの強化を図る。

④安全で健康的な生活環境の確保

感染症予防や食品衛生指導等の事業を着実に実施することに加え、受動喫煙等の新たな課題に対して適切に対応することにより、区民の安全で健康的な生活環境を守る。

【重点施策】

★地域医療システムの整備

⇒かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を図る

★早期発見・早期治療体制の充実

⇒身近な地域で日常的に受診・相談等ができるよう、特定健診、がん検診等の充実を図り、疾病の予防・早期発見につなげる。

【取組み例】

①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着に向けた啓発活動等を推進する。

多職種連携研修・顔の見える連携会議、ICTを活用した情報共有支援等により、在宅療養を支える医療・介護関係者の更なる連携推進を図る。

休日診療事業等を引き続き実施する。

区民が望む医療環境を把握するための区民アンケート調査等により、課題の把握と解決に向けた検討を行う。

②子育て世代包括支援センター事業において妊娠期からの切れ目のない支援により妊産婦が安心して出産子育てできるよう、地域の中で各種健康相談等を実施する。

③かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局において特定健診やがん検診等を実施し、受診率向上に向けた受診勧奨事業を充実させる。各種健診等から治療まで対応できる地域医療体制の強化を図る。

④予防接種や衛生知識の普及啓発等の事業を実施する。

受動喫煙防止に向けた国や自治体の新たな動きにも着目した対応策を検討する。

1-2 地域福祉推進のしくみづくり

基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）区民主体の福祉コミュニティづくり

① 地域で支えあうしくみづくり	○地域見守り支えあい事業 ○コミュニティソーシャルワーカーの配置
② 地域活動等への参加促進・支援	

（2）利用者本位のサービスの提供

① 多様なニーズに対応する良質なサービスの提供	
② 身近な地域の相談体制の確立	
③ 総合的なサービスの提供	

（3）権利擁護のしくみづくり

① 権利擁護の推進	
② 人権を守る体制の充実	

北区基本構想

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

重点施策

★地域で支えあうしくみづくり

⇒あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティづくりを進めることを通じ、複雑化する地域課題に連携して対応していけるように、地域共生社会の実現に向けて事業を推進する。

★身近な地域の相談体制の確立

⇒高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療等、様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心とした身近な地域での相談体制を充実する。

★権利擁護の推進

⇒財産の管理や日常生活等に支障がある人を地域全体で支え合うしくみづくりを構築するため、成年後見制度の利用の促進を図る。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地域活動やボランティア活動等に積極的に参加し、役割を持って主体的に活動して、地域のコミュニティづくりを進める。
- ・自らが生活する地域での課題を見つけ、区等が主催する様々な会議の場において関係機関への引継ぎと連携を図る。
- ・あいさつや声かけ等により高齢者や障害者を見守り、孤立化防止と虐待防止につなげる。



区（行政）の役割

- ・地域のコミュニティづくりのために、必要な施策を実施し、関係機関との連携を強化する。
- ・相談体制の充実を図るとともに、地域との情報共有を図り、連携して課題を解決する。
- ・成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人等の地域における権利擁護の担い手となるためのしくみをつくる。
- ・虐待防止センターを中心に、虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制を充実する。

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

あらゆる住民が役割を持ち、主体的に活動できるようにする

【基本計画2015の実績評価】

地域ケア会議（※9）の開催や、おたがいさまネットワーク（※10）、コミュニティソーシャルワーカー（※11）の配置など社会資源ネットワークの構築に向けた事業を推進した。

・地域ケア会議の開催

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めていくため、3層（※12）からなる会議及び協議体を設置し、地域課題の解決・発見、社会資源の把握、情報共有等を図った。

・おたがいさまネットワーク

高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守り等、関係機関が連携して重層的な見守り活動を行った。

・コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域や関係機関と連携しながら、住民が主体となって地域課題を解決できる仕組みづくりを進めた。

関係機関と連携を深めることで、さまざまな地域課題の把握や情報共有を図ることができた。また、地域の担い手育成や支え合いの仕組みづくりを推進することで、見守り体制が充実し、社会資源ネットワークの構築につながった。

高齢者あんしんセンターを中心とした社会資源ネットワークの構築をはじめ、地域の中の連携と協力を一層深めて、互いに支えあう地域のきずなづくりを進めていくうえで、地域連携の仕組みづくりに向けて実施している事業は一定の成果が出ている。

【社会動向】

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」では「地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京」を計画の理念としており、高齢者一人ひとりの自立と選択を支援するなど、地域の活力による取り組みに重点を置いている。

【区】高齢化率が23区で一番高い。平成29年には後期高齢者人口が前期高齢者人口をはじめて上回り、今後も上昇する見込み。

⇒高齢者人口が増加していくなかで、高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、本人や家族の力や、公的な支援やサービスだけでは十分ではなく、地域の力を活かした取り組みが重要になってくる。

【今後の課題】

①高齢者をめぐるさまざまな課題に対処するにあたって、地域の力の支えていく重要性がますます高まっている。

また、高齢者だけでなくあらゆる地域住民が役割を持ち、ネットワークにより支え合い自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進める必要がある。

②地域の支え手となる新たな担い手が不足している。地域活動に参加していない人をどのように活動に引き込むかが大きな課題である。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○高齢者のための重点施策として「高齢者の就労の場や機会の拡大」を選んだ方が32.8%と最も高かった。
⇒就労や、高齢者いきいきサポーター制度、おたがいさまネットワークの声かけサポーター等のボランティア活動の機会を提供することが必要である。

【人口推計調査（平成29年度）】
○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。
⇒高齢者施策の充実が必要である。

【基本計画2020に向けて】

あらゆる地域住民が役割を持ち、地域と連携し、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティづくりを進めることを通じ、複雑化する課題に地域と連携して対応する。また、高齢者自身が主体的に活動できるようにするための意識づくり、しくみづくりに取り組む。

【施策の方向性】

①地域で支えあうしくみづくり

地域の見守り・支え合い体制の充実や、社会資源ネットワークにより、互いに支え合うことができる地域包括ケアシステムの構築を推進する。

社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア団体などによる地域で支えあうしくみづくりの構築に取り組み、福祉コミュニティづくりを推進する。

②地域活動等への参加促進・支援

ボランティア活動等への参加を促進し、地域活動の担い手を育成し、地域の見守り・支え合い体制の充実を図る。

【取組み例】

①高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体等、あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深める。

地域ケア会議を拡充し、専門職の助言者の参加を得て開催するなどして、さまざまな課題解決を図る。

生活支援体制整備事業（※13）における協議体「おたがいさま地域創生会議」（※14）にて、関係機関と連携を図り、地域課題の発見、社会資源の集約及び活用等の取組みを行う。

コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域住民とともに関係機関・団体と連携して地域の福祉課題に対応する

②おたがいさまネットワークを中心として、町会・自治会や民生委員、声かけサポーター、民間企業とのより一層の連携を図る。

いきいきサポーター制度等によるボランティア活動を通じた社会参加を促進する。

【重点施策】

★地域で支えあうしくみづくり

⇒あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティづくりを進めることを通じ、複雑化する課題に連携して対応していけるように、地域共生社会の実現に向けて事業を推進する。

【単位施策の変更】

②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援→②地域活動等への参加促進・支援へ変更

(2) 利用者本位のサービスの提供

利用者の立場に立った総合的な支援体制を整備する

【基本計画2015の実績評価】

高齢者あんしんセンターの整備では、機能強化を図るため、2か所増設、1か所移設し、17か所とした。

平成29年度から各高齢者あんしんセンターのサービスの質の向上、公正・公平な運営の確保を図るため、各高齢者あんしんセンターの事業評価を開始した。

介護と医療の連携推進では、在宅介護医療連携推進会議や在宅療養相談窓口事業、多職種連携研修会など国の定める8事業項目に基づく事業を実施した。



高齢者あんしんセンターは年々相談件数が増加しており重要な役割を担っている。多職種連携研修会や顔の見える連携会議の実施により、地域の医療・介護関係者や関係団体との連携が活発となり、参加者の増加、地域における「顔の見える連携づくり」につながった。

高齢者あんしんセンターの担当地域の再編、事業評価により、利用者が質の高いサービスを受けやすい体制を整備することができた。介護と医療の連携推進については、在宅介護医療連携推進会議の開催や多職種連携研修会等、関係団体との連携により、概ね計画通り推進している。

【社会動向】

【国】国は、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を行う「地域共生社会」の実現を目指している。

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）」では、地域包括支援センターの機能強化に向けた取組みへの支援を充実していくとしている。

【区】高齢者あんしんセンターの担当地域の見直しをおこない、17か所で運営している。

⇒地域包括ケアシステムの中心を担う高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってくる。

【今後の課題】

①地域包括ケアシステムの中心を担う高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってくる。また、介護職員をはじめとした福祉人材の確保は喫緊の課題である。

②高齢者や障害者など支援を必要とする方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、本人や家族の力、公的な支援やサービスだけでは不十分である。
高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、地域の力を生かした取組みがますます重要になってくる。

③高齢者、障害者、子どもなど、世代や分野を問わず、地域課題は複雑化してきている。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○高齢者のための重点施策として「高齢者の保健・医療サービスの充実」等、医療や保健、介護サービスの充実を求める声が多い。
⇒サービス提供体制の整備、充実を図る必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】
○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。
⇒高齢者施策の充実が必要である。

【基本計画2020に向けて】

高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割は大きく、今後もサービスの質の向上、各種事業の公正・公平な運営を確保し、機能充実を図っていくことで、利用者本位のサービスの提供を行う。

【施策の方向性】

①多様なニーズに対応する良質なサービスの提供
高齢者あんしんセンターを中心に、事業評価の実施等により質の高いサービスを提供する。
サービス事業者の経営基盤向上を図るため、福祉人材の確保・育成を支援する。

②身近な地域の相談体制の確立
高齢者やその家族をさまざまな面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心に、あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めていき、身近な地域で支える体制を構築する。

③総合的なサービスの提供
複雑化する課題に対処するために、世代や分野の垣根を超えた連携を推進する。

【取組み例】

①高齢者あんしんセンターの事業評価等により、公正・公平な運営を確保し、質の高いサービスを提供する。
福祉のしごと総合フェアの充実を図るとともに、介護福祉士資格取得のための研修、受験料の補助や、専門知識や技術の向上を図るための人材育成、研修事業を推進する。

②高齢者あんしんセンターを中心に身近な地域での相談体制の充実を図る。
専門機関との連携や専門職の配置等により、障害者の自立支援、専門相談体制の充実を図る。

③世代や分野に関わらず、総合的な相談支援体制を構築できるように、関係機関との連携を進める。
障害者については、自立支援協議会（※15）や専門部会の検討を踏まえ、基幹相談支援センター（※16）の設置をめざす。

【重点施策】

★身近な地域の相談体制の確立
⇒高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療等、様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心とした身近な地域での相談体制を充実する。

【単位施策の変更】

①多様で良質なサービスの提供→多様なニーズに対応する良質なサービスの提供へ変更

(3) 権利擁護のしくみづくり

だれもが地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを実現する

【基本計画2015の実績評価】

北区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん北」では、高齢者や障害者等の福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談の受付や成年後見制度のしくみ等、権利擁護に係る事業について啓発活動を行っている。

家族をケアする方向への虐待防止啓発講演会を毎年実施し、啓発を行っている。

虐待防止センターでは、高齢者及び障害者の虐待に関する通報や届出に、関係機関と連携しながら、相談支援を行っている。

成年後見制度の利用に関する相談をはじめとした、権利擁護センター「あんしん北」の相談件数が増加した。

高齢者及び障害者虐待防止啓発講演会の参加者数の増加や、虐待に関する通報件数が増加するなど、虐待の早期発見につながった。

区と社会福祉協議会が連携して、地域福祉権利擁護事業の活用や成年後見制度の普及啓発を図り、権利擁護センター「あんしん北」の活動が充実した。また、高齢者及び障害者虐待防止への啓発事業等を積極的に実施するとともに、虐待防止センターでの相談・支援体制の充実を図った。

【社会動向】

【国】

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年）」

「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年）」
「障害者虐待防止法（平成25年）」及び「高齢者虐待防止法（平成17年）」

「障害者差別解消法（平成28年）」

【区】

高齢者虐待の相談・通報件数が、増加傾向となっている。

⇒成年後見制度の利用促進につながる支援体制の構築を行う必要がある。

高齢者や障害者に対する虐待への相談・支援体制の充実を図る必要がある。

障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮を実施する必要がある。

【今後の課題】

①成年後見制度の利用促進に関する法律及び同基本計画により、区が成年後見制度の更なる利用の促進を図っていく必要がある。

また、判断能力が低下した人の契約支援やサービス利用支援など、日常生活における権利擁護の推進が求められている。

②北区や東京都においても、高齢者虐待の相談・通報件数が増加傾向で推移しており、虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応が求められる。

また、障害者差別の解消に向けて、区民や民間事業者に対する周知が必要である。

さらに、高齢者や障害者への介護負担が重いと感じている介護者や家族に対する心のケアと長期的な支援が求められている。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○障害の有無に関して差別を感じたと回答の方が43.4%であった。

⇒障害者等の人権及び権利擁護活動の充実が必要である。

【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査結果報告書（平成29年3月）】

○成年後見制度を知らなかったと回答の方が35.9%であった。

⇒成年後見制度の周知・啓発活動を充実する必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。
⇒判断能力が低下した高齢者（認知症等）への対応、障害者とその家族の高齢化への対応、権利擁護及び虐待予防の活動の充実が必要である。

【基本計画2020に向けて】

成年後見制度の利用促進につながる支援体制を構築するとともに、高齢者や障害者への虐待予防及び虐待対応の相談・支援体制の充実を図る。

【施策の方向性】

①権利擁護の推進

財産の管理や生活等に支障がある人の権利擁護を推進する。

社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業（※17）の活用と成年後見制度の利用促進を図る。

②人権を守る体制の充実

虐待防止センターを中心に関係機関との連携を強化し、虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図る。

障害者差別解消法の趣旨の普及啓発に努め、障害を理由とする差別のない共生社会の実現をめざす。

介護者や家族の介護負担の軽減を図るために相談・支援体制を整えるとともに、区民への認知症や障害がある人への理解を促進するための普及啓発活動を推進する。

【取組み例】

①権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護センター「あんしん北」の活動強化や、成年後見制度の普及啓発を推進する。

②高齢者や障害者への虐待防止の取組みを推進する。具体的には、虐待防止センターの機能の強化や、高齢者及び障害者虐待防止講演会の実施、家族介護者教室の開催、介護に悩む家族に対応する心の相談室を実施する。

【重点施策】

★権利擁護の推進

⇒財産の管理や日常生活等に支障がある人を地域全体で支え合うしくみづくりを構築するため、成年後見制度の利用の促進を図る。

1-3 高齢者・障害者の自立支援

基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）社会参加の促進

① 就労・就業への支援	○元気高齢者支援事業
② 多様な社会参加への支援	
③ 教育、生活訓練の機会の確保	

（2）在宅生活の支援

① 地域包括ケアシステムの構築	○北区版地域包括ケアシステムの構築 ○地域密着型サービスの基盤整備 ○認知症在宅支援推進事業
② 障害者支援の充実	
③ 認知症対策の推進	

（3）生活の場の確保

① 多様な生活の場の確保	○特別養護老人ホームの整備・改修 ○老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 ○障害者グループホームの整備
--------------	---

北区基本構想

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

重点施策

★就労・就業への支援

⇒働く意欲のある高齢者・障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図る。

★多様な社会参加への支援

⇒元気な高齢者がいきいきと活躍できるように、また、障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるように、多様な社会参加への支援を行う。

★教育、生活訓練の機会の確保

⇒心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図るとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。

★地域包括ケアシステムの構築

⇒北区の地域性に即した北区版地域包括ケアシステムを構築し、区民の主体的な取り組みや、様々な連携が図れるように、引き続き推進する。

★多様な生活の場の確保

⇒今後も高齢化率が高い水準で推移し、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進行することが見込まれるため、住み慣れた地域で安心して生活することができる場を確保するため、利用者ニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランスなど様々な要因に留意し、施設の整備・誘導を行う。

また、施設整備と併せ福祉人材の確保を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう取り組む。

老朽化する区立特別養護老人ホームについては、計画的に改修を進める。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・事業者は、高齢者や障害者の就労に関する理解を深め、雇用を推進する。
- ・地域のイベント、健康づくり活動、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ・高齢者あんしんセンターが中心となり、町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体など関係機関が連携し、高齢者やその家族を地域の中で支えていく。
- ・事業者等は、高齢者及び障害者福祉施設への理解を深め、将来的な福祉人材の育成と確保を推進する。



区（行政）の役割

- ・関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者を積極的に雇用する。
- ・福祉人材の就業支援、業務負担軽減策等による、人材確保にかかる支援。
- ・地域で活動する高齢者や障害者支援団体及び、介護者のため活動する支援団体、地域における健康づくりの活動等を支援する。
- ・地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた高齢者や障害者支援のしくみづくりを推進する。
- ・区民ニーズに応じた福祉施設の整備に加え、周辺的生活環境への配慮ほか、建築物の耐震化・不燃化を促進する。

(1) 社会参加の促進

地域でいきいきと活動し、明るく豊かに暮らしていける共生社会を実現する

【基本計画2015の実績評価】

健康で就業意欲のある高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターに運営費の一部を補助した。また、障害者の一般就労を促進し、安心して働き続けられるように、就労支援センターにおいて、就労面と生活面の支援を一体的に行った。高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域に貢献する高齢者いきいきサポーター制度については、受入施設の拡充を行った。



シルバー人材センターの仕事の受託件数は増加しており、高齢者の就業機会の拡大につながった。就労支援センターの相談件数の増加に伴い、障害者の一般就労者数も増加傾向にある。いきいきサポーター受入施設の拡充といきいきサポーター登録者数の増加により高齢者の健康維持・介護予防につながった。
児童発達支援事業所の整備状況は現状維持であった。

高齢者や障害者の就労・就業への支援や、いきいきサポーター制度等による社会参加への支援により、高齢者や障害者がいきいきと活躍できる地域社会の構築に努めた。今後は、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の誘致を図る必要がある。

【社会動向】

【国】障害者法定雇用率引上げ（平成30年4月）、ニッポン一億総活躍プランにおける地域共生社会の位置付け。

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）」では「介護予防の推進と支え合う地域づくり」が重点分野の一つに位置づけられている。

【区】「地域包括ケア推進計画（平成30年3月）」、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定（平成30年3月）」

【その他】「人生100年時代」到来。医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な障害児が増加。

⇒地域共生社会の実現に向けて、高齢者や障害者の雇用、就労の継続、定着を図るための支援が課題となる。障害児に対する自治体の支援強化や、医療的ケア児の在宅生活等における支援が求められている。

【今後の課題】

①「人生100年時代」の到来を見据え、高齢になっても本人の希望に応じて働き続けられるように支援する必要がある。

また、就労定着支援サービスの創設や障害者法定雇用率の引上げにより、一般就労した障害者の就労継続の支援がこれまで以上に求められる。

②「人生100年時代」の到来を見据え、様々な意向に即した社会参加の機会など、高齢者になっても活躍できる地域づくりを進める必要がある。

また、一人暮らしの高齢者、障害者が増加傾向にある。核家族化や近所づきあいの減少などの影響で、社会から孤立して様々な生活課題を抱えている。

③医療技術の進歩等により、医療的ケア児や重症心身障害児の増加が予測される。そのため、こうした障害児に対する在宅生活等における支援強化が求められる。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○求められる取組みについて、高齢者と障害者ともに「就労の場及び機会の拡大」が最も高くなっている。
⇒高齢者・障害者の更なる雇用促進を図る必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。
⇒高齢者や障害者がいきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、就労や地域交流の場、機会の拡大が必要である。

【基本計画2020に向けて】

「人生100年時代」と言われる今日において、元気で長生きするためには、就労や地域活動等の社会参加により、一人ひとりが社会的役割を持つことが必要とされている。高齢者や障害者の就業機会の拡大や、障害児・障害者の自立生活への支援を図るなど、社会参加につながるしくみをつくり、いつまでも元気でいきいきと暮らし続けることができるような「いきがい」につなげる取組みを進める。

【施策の方向性】

①就労・就業への支援

高齢者の様々な意向に即し、豊富な経験と知識が生かせる就労・就業機会を提供できるしくみをつくる。

働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するため、シルバー人材センターの活動を支援する。国、東京都、ハローワーク等とともに働く意欲のある障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図る。

②多様な社会参加への支援

相談や学びの場を提供し、社会参加やそのきっかけづくりのしくみをつくり、高齢者のいきがいに繋げる。

また、障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるように支援を行う。地域住民の交流と協力を推進し、住民が相互に連携できる環境を整備する。

③教育、生活訓練の機会の確保

心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図る。就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備する。

【取組み例】

①いきがいくりを支援する拠点を設置し、就労をはじめ、地域活動、ボランティア等、高齢者の活躍の場につながるよう支援する。

シルバー人材センターに運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるように活動を支援する。

障害者の一般就労の促進に向けて、就労支援センターや関係機関との連携を強化する。一般就労が困難な障害者に対しては、福祉施設による支援を充実する。

②いきがいくりを進めるための「ワンストップ窓口」により、マッチングを図り、高齢者の多様な社会参加を支援する。

町会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域の力を活用し、地域イベントや生涯学習など多様な社会参加への支援を継続する。

③障害児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連絡調整を行うための体制整備や、児童発達支援事業所等の障害児を支援する施設の誘致を図る。

【重点施策】

★就労・就業への支援

⇒働く意欲のある高齢者・障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図る。

★多様な社会参加への支援

⇒元気な高齢者がいきいきと活躍できるように、また、障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるよう、多様な社会参加への支援を行う。

★教育、生活訓練の機会の確保

⇒心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図るとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。

【単位施策の変更】

④今後の課題や施策の方向性が同じであるため、地域交流の促進と理解の促進は、「1-5 (2) 思いやりのある福祉のまちづくり」に再編する。

(2) 在宅生活の支援

相談体制を整備し、必要なサービスを的確に提供する

【基本計画2015の実績評価】

在宅医療介護連携推進事業、障害福祉サービス事業者研修会、認知症カフェ（※18）の開催などの事業を実施し、在宅生活の支援や、自立支援に向けた事業を推進した。

在宅介護医療連携推進会議（※19）や在宅療養相談窓口事業（※20）、高齢者あんしんセンターサポート医（※21）の配置、多職種連携研修会など国の定める在宅医療介護連携推進事業の8項目に基づく事業を実施した。

障害者支援の充実を図るため障害福祉サービス事業者研修会を実施した。

認知症地域支援推進員を各高齢者あんしんセンターに配置し、認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発を図るため認知症カフェ等を実施した。

介護医療連携推進会議の中に、多職種専門職を委員とする検討部会を設置し、専門的な意見を参考に検討を行うことで、8事業項目の全ての実施につながった。

障害福祉サービス事業者研修会を開催し、事業者の技術、知識の向上、情報共有、連携強化につながった。

認知症カフェの開催で、初期支援やボランティア育成につながった。

引き続き北区版地域包括ケアシステムの構築を進めていく。障害者支援についてはサービス事業者研修会を引き続き開催するなど、多様なニーズに的確に対応できる体制の整備を進めていく。認知症対策では認知症カフェの開催等、普及啓発活動により、身近な相談体制の構築を進めることができている。

【社会動向】

【国】国は、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を行う「地域共生社会」の実現を目指している。

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）」では、「在宅療養の推進」が重点分野の一つに位置付けられている。

【区】「北区地域包括ケア推進計画（平成30～32年度）」で、多職種連携、区民啓発の推進を重点事業に位置付けている。

【その他】高齢化の進行により、障害者本人及び介護する家族の高齢化が進んでいる。

⇒地域共生社会の実現に向けて、障害者や子どもも含めた北区版地域包括ケアシステムの深化が求められてくる。

【今後の課題】

①団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を控え、地域性に即した地域包括ケアシステムを構築していく必要がある。

②障害者やその介助者の高齢化が進み「親なき後」の生活支援体制の確保が不可欠である。

③高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症の人が増加している。
また、若年性認知症などの課題も顕在化してきている。認知症を含めた要介護高齢者等の介護を行う家族の介護疲労や介護負担が増してきている。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○高齢者のための重点施策で「介護が必要となったときの在宅療養支援の充実」を選んだ方が21.5%と2番目に多かった。
⇒介護が必要になっても在宅生活が続けられるように支援していくことが必要である。

【人口推計調査（平成29年度）】
○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。
⇒高齢者施策の充実が必要である。

【基本計画2020に向けて】

障害者や高齢者、認知症の人等が抱える複合的な課題に対処できるように、身近な地域での相談や情報提供等の体制を整備し、いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう北区版地域包括ケアシステムの構築を進める。

【施策の方向性】

①地域包括ケアシステムの構築

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるための北区版地域包括ケアシステムの構築を進める。

また、在宅療養を支える地域の医療・介護関係者の更なる連携推進を図る。

②障害者支援の充実

居宅介護や短期入所、生活介護、グループホームなど各種サービスの充実を図り、障害者とその家族を支える基盤整備を進める。

③認知症対策の推進

認知症の人を支える担い手との協働、家族の集いの場や若年性認知症等の支援体制を整える。

また、高齢化の進展に伴う認知症の人の増加に対する支援を引き続き行う。

【取組み例】

①高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体等、あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めていく。

また、多職種連携研修・顔の見える連携会議、ICTを活用した情報共有支援などにより、医療・介護関係者の更なる連携推進を図る。

②障害者の在宅生活を支援するサービスを提供する事業所の誘致を促進する。

また、サービス事業者研修会を開催するなど、さまざまな情報を集約し、多様なニーズのある障害者の相談に的確に対応できるような体制の整備を進める。

③認知症カフェの開催や、認知症サポーターの養成及び活動支援等、認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の充実や、人材育成により身近な相談体制の構築を図る。

また、各高齢者あんしんセンターに認知症初期集中支援チームを配置し、早期に適切な医療・介護・生活支援等が受けられる初期の支援体制を整備する。

【重点施策】

★地域包括ケアシステムの構築

⇒北区の地域性に即した北区版地域包括ケアシステムを構築し、区民の主体的な取り組みや、様々な連携が図れるように、引き続き推進する。

(3) 生活の場の確保

住み慣れた地域で一人ひとりの状態にあった施設で安心して生活することができる場を提供する

【基本計画2015の実績評価】

特別養護老人ホームの整備誘導は、開設の遅延が見込まれるものの目標値を達成し、また障害者グループホーム(※22)の整備についても、民間事業者に対する建設費の一部補助等により、概ね計画どおりである。

老人保健施設は、学校跡地を活用し、民間事業者による施設を整備誘導、都市型軽費老人ホーム(※23)は開設準備補助ほか、北区公式ホームページによる周知を行った。



特別養護老人ホームについては、目標値を充足。老人保健施設については、施設の閉鎖により、目標値の74.6%の充足率、都市型軽費老人ホームについては、目標値の66.7%の充足率となっている。障害者グループホームは、目標値の72.7%の充足率となっている。

特別養護老人ホームの整備誘導は概ね計画どおり進捗しているが、平成29年度に開設された民間特別養護老人ホームでは、職員不足のため、受入人数が定員に満たないため、入所率が低下している。また、区立特別養護老人ホームは、老朽化が進んでおり、計画的な改修を要する。引き続き、要介護認定者数の増加も予想されるため、今後の整備誘導は、様々な要因に留意し慎重に検討する必要がある。

老人保健施設は、現計画の策定時より施設数が減少していることから、計画の再検討が必要である。

都市型軽費老人ホームは、現計画の整備目標である2施設について、圏域のバランスを考慮した、整備誘導が求められる。

障害者グループホームの実績はおおむね計画どおりであったが、土地の確保が困難な状況にあるので、引き続き計画的な整備・誘導を進めていく必要がある。

【社会動向】

【国】高齢化の進展を見込み、介護サービス等基盤の整備交付金、施設整備用地の確保のための支援ほか、福祉人材確保のための総合的な対策の創設を推進。

【東京都】建設費、用地の賃借料の補助ほか、地域偏在に配慮した整備推進のための加算制度等を導入。

【区】高齢者福祉施設は、介護基盤全般の整備が求められているが、福祉人材の不足から、受入人数が定員に満たない施設がある。また、65歳以上の身体障害者手帳所持者は69.3%（平成29年8月末）となり、障害者やその介助者の高齢化が進行している。

⇒北区の高齢化率は今後も高い水準での推移が見込まれるが、施設への入所状況や待機者の動向を見極め整備・誘導を計画していく必要がある。また「親なき後」の障害者の生活支援体制の確保が不可欠である。福祉人材の確保に向けた取り組みを強化する必要がある。

【今後の課題】

①利用者のニーズや様々な要因に留意し、施設を整備していく必要がある。施設で働く人材の不足により、職員体制を確保できず受入人数が定員に満たない施設が出ており、福祉人材の確保が必要である。

また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進み、重度障害者や医療的ケアを要する障害者の受け入れが課題となっている。

区立の特別養護老人ホームは、老朽化が進んでおり、引き続き、介護サービスを提供していくため、適切な維持管理を行っていく必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査報告書（平成30年度）】
○施設の整備よりも、介護が必要となったときの支援の充実、障害及び障害者に対する理解の促進へのニーズが高い。

【人口推計調査（平成29年度）】
○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。また、高齢者人口比率では赤羽西地区の比率が高まる予測である。

⇒要介護・要支援認定率は後期高齢者より上昇するため、さらなる施設整備に加え、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

【基本計画2020に向けて】

利用者のニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランスなど様々な要因に留意し計画的に整備・誘導するとともに、福祉人材の確保を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう取り組む。また、区有地等の活用を含め、障害者グループホーム等の福祉施設を整備・誘導し、「親なき後」の生活支援体制の確保に向け、一人ひとりの状況に応じた多様な生活の場の提供を検討する。

【施策の方向性】

①多様な生活の場の確保

地域や事業者、医療機関、教育機関との連携を強化し、区民ニーズを適切に捉え、高齢者や障害者一人ひとりが安心して生活できる、生活の場の確保のため施設整備を推進する。

また、効率的な施設運営が図られるよう、福祉人材の確保対策と施設整備とを連携して推進する。

区立の特別養護老人ホームは、区民の需要が高い施設として、中長期的に大規模改修を計画し、適切な維持管理を行う。

【取組み例】

①

・特別養護老人ホームの整備・改修
介護保険制度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームを整備誘導する。また、老朽化への対応の必要がある区立特別養護老人ホームを改修する。

・老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備
家庭復帰をめざすためのリハビリテーションや看護等のサービスを提供する老人保健施設を整備・誘導する。また、自立した日常生活の営みに不安がある低所得高齢者の生活の場として食事等のサービスを提供する都市型軽費老人ホームの整備を誘導する。

・障害者グループホームの整備・誘導
住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するため、障害者グループホームの整備・誘導を行う。また、重度障害者を対象とした重度障害者グループホームは、区有地等の活用を含め整備を誘導する。

・施設整備と福祉人材の確保
施設の効率的な運営が図られるよう、施設整備と併せ福祉人材の確保を推進していく。

【重点施策】

★多様な生活の場の確保

⇒今後も高齢化率が高い水準で推移し、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進行することが見込まれるため、住み慣れた地域で安心して生活することができる場を確保するため、利用者ニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランスなど様々な要因に留意し、施設の整備・誘導を行う。

また、施設整備と併せ、福祉人材の確保を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう取り組む。

老朽化する区立特別養護老人ホームについては、計画的に改修を進めていく。

1-4

子ども・家庭への支援

基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 子育て家庭への支援

① 多様な保育サービスの充実	○保育所待機児童解消 ○学童クラブの定員拡大
② 子育て相談の充実と交流の促進	○保育サービスの充実 ○産前産後サポート事業
③ 困難を抱える子育て家庭への支援	☆「はぴママ・きたく」事業の推進 ○子育て応援団事業
④ 児童虐待への対応	☆子どもの未来応援プロジェクト ○児童虐待未然防止事業
⑤ 子育てしやすい環境づくりの推進	○児童相談所の移管 ☆子育て情報提供体制の強化
⑥ 子育て支援の拠点の整備	○（仮称）子どもプラザの整備 ○子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進

(2) 子どもの健やかな成長の支援

① 魅力ある遊び環境づくり
② 豊かな体験活動の充実
③ 子どもの幅広い社会参加の促進

(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり

① 地域における子育て支援
② 子育てネットワークの育成
③ 子どもの安全確保の体制づくり

北区基本構想

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一体になって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

重点施策

★多様な保育サービスの充実

⇒安心して産み育てられるとともに、子どもを育てながら働くことのできる環境を整える。

★児童虐待への対応

⇒要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を強化し、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応できるよう、子ども家庭支援センターの人員等の体制を強化する。また児童相談所の設置に向けて、他区や児童相談所設置予定市等の動向を注視し、施設や人材面等の問題を解決する。

★豊かな体験活動の充実

⇒子どもたちが様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を培うため、自然体験、社会体験、文化芸術体験等に触れる機会を「放課後子ども総合プラン」等において充実させる。

★地域における子育て支援

⇒児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等を中心にネットワーク化を図り、地域コミュニティと協働し、地域全体で子育て家庭を見守り支援する。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・子育てを通じて親同士交流する。
- ・見守りや声掛け等、地域ぐるみでの子育て支援を行う。
- ・自らの知識や経験、技能を子どもたちへ伝えていく。
- ・防犯パトロールや防災訓練へ参加する。
- ・虐待を疑うような異変に対して、通告や相談を行う。



区（行政）の役割

- ・保育園や学童クラブの整備により待機児童解消を図る。
- ・子育て支援活動を行う地域活動団体をサポートする。
- ・知識や経験、技能を生かしたいと考える区民に、活躍の機会を与える。
- ・子どもにとって安全安心な地域づくりに取り組む。
- ・区民や関係機関と連携し、児童虐待の予防、早期発見、見守りを推進する。

(1)子育て家庭の支援 ー1 子どもの健やかな育ちと子育てを支える

【基本計画2015の実績評価】

平成27年3月に策定した「北区子ども・子育て支援計画2015」にもとづき、保育ニーズに対応した支援サービスの強化、認定こども園の設置、地域における子育て家庭への支援等様々な施策を展開してきた。

待機児童対策に係る受け入れ数拡大や延長保育・病児病後児保育の実施数は、私立保育園の開設拡充等により計画を上回って達成している。

学童クラブの定員拡大は目標を上回って実施してきた。

子育てに関する専門相談への相談件数は増加し、相談内容も多様になってきている。

北区では先駆的に子ども医療費助成の対象を18歳まで拡大している（高校生は入院のみが対象）。

平成29年3月に「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもの育ちや学びについてライフステージに応じた相談・支援体制を整えるといった、貧困の連鎖解消に向けた様々な施策を展開している。

【社会動向】

【国・東京都】国および東京都は、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化する方針、子どもの貧困対策を総合的に推進する方針を打ち出している。

平成31年10月から幼児教育の無償化が予定され、詳細は未定だが、今後の保育事業への影響が見込まれる。

【区】国および東京都の制度を活用し、保育事業者を支援し、保育人材の確保や負担軽減を図る施策を強化した。

平成29年3月に「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、ひとり親家庭等の子どもに対する支援施策を展開している。

⇒保育人材の確保を強化することは、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供へとつながる。

子どもの貧困の連鎖を断ち切るための施策について、経済的な支援だけでなく多角的な視点から支援を行う必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○子育て支援のため区が行うべき重点施策として「待機児童対策」「自然とふれあえる場、異世代との交流の場の提供」「困難を抱える子どもへの支援」と回答した割合が高い。また「児童虐待への取り組みの充実」が増加している。

【人口推計調査（平成29年度）】

○0～5歳の人口が引き続き伸び、平成35～40年の間にピークを迎える。

⇒待機児の解消や児童館・子どもセンターの機能の充実等、子育て支援策を継続して講じる必要がある。

【今後の課題】

①安心して子どもを生育てられる社会、仕事と子育てを両立できる社会にしていけるため、保育の受け皿の拡大に加え、保護者の多様なニーズに対応した、様々な保育サービスの充実がより一層求められている。特に配慮が必要な子どもへの支援等、保育者の専門性への要求が高まってきている。また、保育に従事する人材確保や保育事業者の支援が大きな課題となっている。

②保護者の子育てに対する不安を解消するため、保護者同士の交流の場や機会の提供、相談体制の充実等が求められている。保護者から寄せられる相談の内容が専門化・多様化している。

③困難を抱える家庭の保護者の状況を把握し、早期に支援につないでいく必要がある。対象の家庭が適切な支援を受けられるよう、情報提供、相談窓口への誘導強化が必要となる。

【基本計画2020に向けて】

今後10年は増加する見込みの年少人口や、保育サービス・子育て支援へのニーズの多様化に対して、柔軟かつ的確に対応する。また、児童虐待防止対策について積極的に取り組む。

【施策の方向性】

①多様な保育サービスの充実

保護者の様々な就労形態に伴って多様化する保育ニーズに対し、多様な保育サービスの提供体制を築く。

待機児童解消や安全で快適な保育環境のため、施設整備とともに、保育の質の向上やサービスを提供する保育事業者の支援に取り組む。

幼稚園・保育園等と小学校が連携し、就学前教育保育の充実を図る。

心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図る。

②子育て相談の充実と交流の促進

身近な場所で気軽に相談できる体制と専門的な相談につなげる体制を整え、妊娠から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行う。

子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことのできる場を提供する。

③困難を抱える子育て家庭への支援

子どもの貧困問題解決やひとり親家庭の支援は、経済的な支援だけではなく、多岐に渡った支援を行う。

【取組み例】

①長時間保育や病児保育等、多様な保育サービスの充実を図るとともに、研修等の充実による人材育成や保育人材の確保支援等による保育事業者の支援に取り組む。

保育施設を誘致する。また学童クラブを必要とする児童が利用できるような定員の拡大を図る。児童発達支援事業や特別支援教育をはじめとした、障害児を就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援する体制を強化する。

②母と子の健康、育児相談、育児不安の解消を図るとともに、子どもの成長・発達に不安を持つ保護者に対する専門的な相談体制を整える。

NPプログラム（※24）等、いきいきと自信を持って子育てができる親育ちへの取組みを推進する。

③困難を抱える子育て家庭に向けた経済的な支援や情報提供、相談体制等の充実を図るとともに、子ども食堂のような食事提供を含めた子どもの居場所づくりや学習支援事業を支援・推進する。

【重点施策】

★多様な保育サービスの充実

⇒安心して産み育てられるとともに、子どもを育てながら働くことのできる環境を整える。

【単位施策の変更】

③困難を抱える子育て家庭への支援

単位施策「子育ての経済的負担の軽減」と単位施策「ひとり親家庭の自立支援」を統合

(1)子育て家庭の支援 ー2

子どもの健やかな育ちと子育てを支える

【基本計画2015の実績評価】

児童虐待新規受件数は、社会的意識の高まりもあって増加傾向にある。子ども家庭支援センターを中心とした連携・情報共有により要保護児童等の早期発見及びその適切な保護に努めている。

児童相談所の設置については、23区共通の課題や都協議課題、北区の課題の整理を行い具体的な検討を進めるとともに、北児童相談所への派遣等、職員の育成を図っている。

出産前後の母親の疲労や悩みの軽減を図るための産前産後サポート事業（※25）を実施しているが、産後ショートステイ等一部の事業は利用実績が当初見込みを下回っている状況である。

乳幼児親子の居場所機能に重点を置いた子どもセンターの整備は、計画を若干下回っているが、児童館を含めた乳幼児親子の利用者数は順調に伸びてきている。

北区では近年年少人口の増加が見られるが、その要因は「子育てするなら北区が一番」のスローガンのもと、待機児童の解消や医療費助成等による経済的負担の軽減、切れ目のない産前産後サポートといった事業等の効果と考える。しかし同時に保護者の就労形態の多様化等による、多様な保育サービスについての需要が増大してきている。

「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、区民の多様なニーズを取り込んだ施策の展開、子育て世代に届きやすくわかりやすい情報の発信に力をいれていく必要がある。

【社会動向】

【国・東京都】平成28年5月の児童福祉法等の一部を改正する法律により、特別区においても児童相談所を設置できるとされたほか、児童相談所による指導措置について、委託先として区市町村が追加された。

平成29年4月から児童虐待の発生を予防し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の区市町村への設置が努力義務とされた。

【区】「子育て世代包括支援センター」事業を平成30年4月に開始した。

⇒児童相談所の設置により、区が児童虐待に対する対応を総合的に担うことになる。また、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応のため、子ども家庭支援センターの体制や専門性の強化、要保護児童対策地域協議会における更なる連携強化が必要となる。

また子どもが虐待や犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、支援を必要としている子育て世帯が助けを求められる地域社会づくりが必要である。

【今後の課題】

④児童相談所の設置に向け、施設の場所や形態、人材育成等、十分に検討していく必要がある。

児童虐待新規受件数の増加に伴い、困難ケースが増加している。また、法律改正に伴い、泣き声通告等の児童相談所が受理した通告の区市町村への送致に対応する必要がある。

⑤子育て支援に関する事業やサービスは、子育て世代のニーズの多様性に合わせて利便性を高めていかなければならない。

個人のニーズの取り込みや情報におけるスピード感が大切であり、SNS等を活用した対応が必要となる。

⑥児童館・子どもセンターにおいて、利用者の固定化が進んでおり、地域や支援に目を向けることのできない保護者をケアする必要がある。

子どもに関する専門的な相談に対応するため、より一層の関係機関の連携体制が必要である。

【基本計画2020に向けて】

今後10年は増加する見込みの年少人口や、保育サービス・子育て支援へのニーズの多様化に対して、柔軟かつ的確に対応する。また、児童虐待防止対策について積極的に取り組む。

【施策の方向性】

④児童虐待への対応

子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、各機関の連携を強化し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努める。都や他区と協力し、児童相談所の設置に向けた検討・準備に取り組む。

⑤子育てしやすい環境づくりの推進

子育て世代の多様なニーズに対応し、子育てに対する不安を解消する。

子育てに関する事業や制度の情報について、迅速な情報伝達に努める。

ファミリー世帯向け住宅の整備誘導等、子育てファミリー層が快適に暮らせる環境づくりを進める。

⑥子育て支援の拠点の整備

安心して子育てできるように、子育て世代が集う支援拠点の整備を行い、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化する。

子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備する。

【取組み例】

④養育支援訪問事業（※26）や心理士や栄養士等による専門相談を活用して、家庭の見守りを強化する。

要保護児童対策地域協議会（※27）を開催し、関係機関との連携を強化する。

児童相談所の設置に向けて、他区等の動向を注視し、施設や人材面等の諸課題を解決する。

⑤子育て情報サイトやアプリを活用して、情報の積極的・効果的な発信を行う。

産後ショートステイをはじめとした、安心ママヘルパー事業やファミリー・サポート・センター事業といった産前産後の生活支援に関する事業をより活用しやすくする。

⑥地域における子育て支援拠点として、子どもセンター及びティーンズセンターを設置し、育ちの機会や交流の場を充実させる。

新たなPRチラシ等を作成し、子どもセンターの周知を図る。

児童相談所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを一体的に整備する。

【重点施策】

★児童虐待への対応

⇒要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を強化し、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応できるよう、子ども家庭支援センターの人員等の体制を強化する。また児童相談所の設置に向けて、他区や児童相談所設置予定市等の動向を注視し、施設や人材面等の問題を解決する。

【単位施策の変更】

④児童虐待への対応

基本施策（3）「子どもをあたたく育む地域社会づくりにおける」内の単位施策「いじめや虐待の防止」の内容をこちらの単位施策に統合

(2) 子どもの健やかな成長の支援

子育てを支え、子どもの豊かな感性と社会性を育む

【基本計画2015の実績評価】

子どもたちが、安全に安心して伸び伸びと過ごせる放課後の活動場所として、区立小学校内に放課後子ども総合プラン（※28）の導入を進め、平成30年度までに35校中29校に導入した。

放課後子ども総合プランにおいては、学年を超えた交流を図りながら、宿題や復習などの学習活動、スポーツや工作等の体験活動、卓球やダンス等のクラブ活動を実施している。

これまで児童館を利用してこなかった小学生が、身近な学校で事業を実施している放課後子ども総合プランを利用するようになった。

子どもたちの豊かな体験活動や社会参加を支える環境も、放課後子ども総合プランの事業進捗にあわせて進んできている。

児童館のあり方検討と放課後子ども総合プラン導入を一体的に進めてきたことの成果が、乳幼児親子の子どもセンター利用者数や小学生の放課後子ども総合プラン利用者数の推移から読み取ることができる。

施設や事業の再編が、少しずつ子どもたちの豊かな体験活動や社会参加の機会を支える環境づくりへつながってきている。

【社会動向】

【国・東京都】共働き家庭の「小一の壁」（※29）を打破し、次世代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な整備を推進する方針を示している。

【区】「放課後子ども総合プラン」は、平成31年度までに全小学校での実施が目標。「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」において、児童館の再編を計画化している。

⇒放課後子ども総合プランの導入によって、小学生の放課後の活動場所がこれまでの児童館から学校内に移行する。これに伴い、小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するとともに、豊かで様々な体験活動を放課後子ども総合プランの中で行うことができるようになる必要がある。

【今後の課題】

①魅力ある遊び環境づくりにおける安全で安心できる活動場所の充実にとどまらず、活動場所の周辺環境の安全・安心も求められてきている。

②子どもたちや保護者の体験活動に求めるものが多様化してきている。また、子どもたちの成長つなげるように、体験活動後にも生かせるようなものにするのが大切である。

③地域活動やボランティア活動に参加するにあたって、できるだけ多くの入り口を用意することが大切である。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○子育て支援のため区が行うべき重点施策として「待機児童対策」「自然とふれあえる場、異世代との交流の場の提供」「困難を抱える子どもへの支援」と回答した割合が高い。また「児童虐待への取り組みの充実」が増加している。

【人口推計調査（平成29年度）】

○0～5歳の人口が引き続き伸び、平成35～40年の間にピークを迎える。

⇒児童館・子どもセンターの機能の充実をはじめとした子育て支援策を継続して講じる必要がある。

【基本計画2020に向けて】

子どもたちの健やかな成長を支援する環境の整備と、豊かな体験活動や幅広い社会参加の機会となる多様なプログラムの実施に取り組む。

【施策の方向性】

①魅力ある遊び環境づくり

魅力ある活動場所が多様化する中、子どもたちの社会性や創造力を育むために、子どもたちの健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境をつくる。

②豊かな体験活動の充実

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然とのふれあいや異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、豊かな体験活動を充実させる。

③子どもの幅広い社会参加の促進

子どもたちの自立、社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた、幅広い社会参加の機会を充実させる。

【重点施策】

★豊かな体験活動の充実

⇒子どもたちが様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を培うため、自然体験、社会体験、文化芸術体験等に触れる機会を「放課後子ども総合プラン」等において充実させる。

【取組み例】

①異なる年齢、異なる世代が交流できる拠点として、子どもたちの安全や安心に配慮しながら、放課後子ども総合プラン、児童館・子どもセンター・ティーンズセンター等において多彩な活動を展開する。

子育てで家族や子どもにとって安全で魅力ある公園づくりを進める。

②放課後子ども総合プラン、児童館・子どもセンター・ティーンズセンター等において、自然体験、社会体験、文化芸術体験等の機会を積極的に取り入れる。

友好交流都市と協力し、農業体験等の交流事業を推進する。

③子どもたちの社会参加を促進するため、子どもたちの安全や安心に配慮して、放課後子ども総合プラン、児童館・子どもセンター・ティーンズセンター等において、地域活動への参加やボランティア体験の機会を積極的に取り入れる。

中学生区政モニターや小学生との区政を話し合う会のさらなる周知や活用を図る。

中学生防災学校等の防災教育を通して、地域の防災力向上に寄与するよう指導を行う。

(3)子どもをあたたく育む地域社会づくり 誰もが子どもの成長を見守る社会をつくる

【基本計画2015の実績評価】

平成30年2月に政策提案協働事業である「北区子育てメッセ」を「子育てママ応援塾」と区の協働で開催し、親子で楽しみながら支援団体の活動を知ることができるイベントとした。

区民に地域の安全・安心に関する情報を提供する「安全・安心」・快適メールを配信し、情報の配信回数は登録者数とともに、年々増えている。



「子育てメッセ」は地域や周囲とつながりをつくることは難しいと感じている保護者に対し、支援団体とつながるきっかけを作るとともに、支援団体同士も協力関係を築ききっかけとなるイベントとなった。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、地域住民の協力、連携のもと近年増加傾向にあり、地域での子育て支援づくりの一翼を担っている。

情報メールによって不審者や防犯、防災に関する情報を迅速に保護者へと届けることができている。

地域全体で子育て世帯を見守り支え、子育ての孤立化を防ぐ取り組みは、気になる親子を早期に発見し、虐待を未然に防ぐ効果が期待できる。また、子育て世帯がネットワークにつながりやすくなる環境の整備は、子どもの安全安心の確保にも資する。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○子育て支援のため区が行うべき重点施策として「待機児童対策」「自然とふれあえる場、異世代との交流の場の提供」「困難を抱える子どもへの支援」と回答した割合が高い。また「児童虐待への取り組みの充実」が増加している。

【人口推計調査（平成29年度）】

○0～5歳の人口が引き続き伸び、平成35～40年の間にピークを迎える。

⇒乳幼児親子の居場所として、児童館・子どもセンターにおける交流の場としての機能を充実させていく必要がある。

【今後の課題】

①地域社会の連帯が希薄化し、孤立感を感じながら育児をする「孤育て」が問題となっている。区では「地域のきずなづくり推進プロジェクト」として取り組んでいる、一人一人がつながりを持てる地域コミュニティの育成を、地域における子育て支援につなげていく必要がある。

②北区の人口は35万人を突破し、子どもの数も増加している中、周囲に相談できる人がおらず、不安や孤立を感じながら子育てをしている保護者も多い。子育て世代が気軽に集え、相談できる場を整備し、孤立感や子育てに関する不安の解消につながるネットワーク作りが必要である。

③子どもを狙った犯罪や無差別殺傷事件等、子育て世帯に不安を与える事件は後を絶たないため、子どもの安全確保に対するニーズはさらに高まっている。

【基本計画2020に向けて】

不安や孤立を感じながら子育てをする保護者が増えている中、子育て世帯を見守り支え、地域社会とのつながりを大切にされた施策を展開する。

【施策の方向性】

①地域における子育て支援

子育て家庭が孤立しないためにも、地域の中でお互いが顔見知りとなり気軽に声をかけられるような関係を築くことで、子育て家庭を取り巻く地域がつながり、地域全体で子育て家庭を見守り、支援できるように取り組む。

②子育てネットワークの育成

気軽に参加できるイベント等を実施して、地域の中での子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組む。

③子どもの安全確保の体制づくり

子どもたちにとって安全・安心なまちづくりを地域社会全体で取り組む。

【取組み例】

①児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等において、乳幼児親子が気軽に来館し、お互いが顔見知りになり、会話を楽しめるきっかけとなるような機会を充実させる。
町会・自治会や青少年委員会、民生委員・児童委員をはじめとする地域コミュニティの担い手と連携し、地域における子育て支援に協働して取り組む。

②地域で活動している子育て支援グループや団体等のネットワーク化を図り、協働して地域の子育て力強化に取り組む。
児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等を核とする保護者同士のネットワークの構築、活動支援に取り組む。

③地域パトロールの強化や、緊急配信メール、「安全・安心」・快適メール等の情報配信の積極的活用に取り組む。
子ども110番など、家庭や商店といった地域ぐるみで子どもを見守るシステムの有効活用を図る。

【重点施策】

★地域における子育て支援

⇒児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等を中心にネットワーク化を図り、地域コミュニティと協働し、地域全体で子育て家庭を見守り支援する。

【単位施策の変更】

旧③いじめや虐待の防止

基本施策（1）「子育て家庭への支援」内の単位施策「児童虐待への対応」へ内容を統合

1-5 福祉のまちづくり

基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) バリアフリーのまちづくり

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① ユニバーサルデザインのまちづくり | ○バリアフリー基本構想の策定 |
|--------------------|----------------|

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

- | | |
|----------------------|--|
| ① こころのバリアフリーを育む環境づくり | |
|----------------------|--|

北区基本構想

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

重点施策

★ユニバーサルデザインのまちづくり

⇒だれもが安心して生活・移動できるよう利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップ(段階的かつ継続的な発展)を図りながら共生社会の実現をめざす。

★こころのバリアフリーを育む環境づくり

⇒障害者差別解消法の施行を踏まえ、また、共生社会の実現をめざして、これまで以上に障害者への理解促進、障害者との交流の輪の拡大に努める。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ユニバーサルデザインの理念を共有する。
- ・北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、区民・事業者の立場でバリアフリーのまちづくりを推進する。
- ・様々な障害の特性を理解する。
障害の有無に関わらず、お互いを尊重する。支え合う。
- ・地域のイベント、文化芸術・スポーツイベント、健康づくり活動、ボランティア活動等に積極的に参加する。
- ・様々な障害の特性を理解する。
障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支え合う。



区（行政）の役割

- ・ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発活動を行う。
- ・北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、行政の立場でバリアフリーのまちづくりを推進する。
- ・PDCAサイクルに基づき、安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップに努める。
- ・障害者差別解消法について、普及啓発を図る。
- ・地域におけるイベント、健康づくり活動等を支援する。
- ・地域で活動する様々な障害者支援団体の活動を支援する。

(1) バリアフリーのまちづくり だれもが健やかに安心して生活・移動できる社会の実現を図る。

【基本計画2015の実績評価】

高齢者・障害者団体等の区民や学識経験者、関係行政機関、施設管理者、交通管理者、公共交通事業者等、さまざまな関係者で構成した協議会を設置し、平成27年度に「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」を策定した。

また、平成28年度赤羽地区、平成29年度滝野川地区の地区別構想を策定し、平成30年度に王子地区の地区別構想を策定する。



「北区バリアフリー基本構想」の基本理念である「「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区～だれもが健やかに安心して生活・移動できる共生社会を目指して～」に基づき、北区全域を対象とした指針と個別の重点整備地区における施設設置管理者等（※30）による具体的なバリアフリー化施策を取りまとめた。

北区バリアフリー基本構想【全体構想】及び【地区別構想】に基づき、高齢者・障害者等の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面等のさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができるよう、バリアフリー水準の向上に向け、今後は施設設置管理者等による具体的なバリアフリー化施策の推進とスパイラルアップ（※31）に努めていく。

【社会動向】

【国・東京都】

交通バリアフリー法からバリアフリー法への改正により、対象者や対象施設等が拡充。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年一部改正）や障害者差別解消法（平成28年）により、要配慮者の円滑な移動のための施策の推進が求められた。また、障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催。
⇒東京におけるユニバーサルデザイン（※32）化の推進。

「東京都福祉のまちづくり推進計画」の策定により、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られる。

⇒高齢者、障害者や子育て世代等、すべての人々が安心して生活・移動できる環境整備が必要である。

【今後の課題】

地区別構想で定めた具体的なバリアフリー化施策の着実な推進が必要である。

心と情報のバリアフリーの推進に向けた具体的なバリアフリー化施策や協働による取組みの実践が必要である。

段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け、利用者の参加によるハード・ソフト一体的な取組みの推進が必要である。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区の施策のうち、重要度では、防災・防犯対策や健康づくりの充実に次いで、バリアフリーのまちづくりの推進となっている。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口は25%前後で高水準で推移する。
⇒移動や施設利用に制約がある人などを含めて、だれもが利用しやすい生活環境づくりが求められる。

【北区バリアフリー基本構想の策定に伴う、まちあるき点検による利用者の評価（平成27年度）】

- 引き続きの整備推進の必要性
- バリアフリールートへの迂回距離の長さ
- 多様な利用者に配慮した連続的な案内
- 利用可能時間や管理状態による使いづらさ
- こころのバリアフリーの重要性

⇒北区バリアフリー基本構想【全体構想】及び【地区別構想】に基づき、バリアフリー水準の向上に向け、今後は具体的なバリアフリー化施策の推進とスパイラルアップに努めていくことが求められている。

【基本計画2020に向けて】

高齢者、障害者等配慮を要する人を含めだれもが活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるよう環境整備を行い、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進する。

【施策の方向性】

①ユニバーサルデザインのまちづくり

P（計画plan）D（実施do）C（評価check）A（改善action）のPDCAサイクルに基づき、具体的なバリアフリー化施策の進捗状況の把握や新たな課題に対する検討を加え、継続的な利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップを図りながら共生社会の実現をめざす。

【取組み例】

協議会の継続と年1回の進捗状況確認を実施する。

平成32年度には、利用者参加で中間評価を実施する。

事業実施時における利用者参加を推進する。施設設置管理者等への働きかけを行う。

利用者への情報提供を行う。協議会などを活用したこころのバリアフリーを推進する。

【重点施策】

★ユニバーサルデザインのまちづくり

⇒だれもが安心して生活・移動できる日常生活や活動ができるよう利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップを図りながら共生社会の実現をめざす。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

あらゆる意識面のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの定着を図る。

(※33)

【基本計画2015の実績評価】

障害者週間記念行事や障害者作品展を通じ、障害のある人もない人も交流できる機会を提供し、区民の障害者理解の促進に努めた。また、障害の有無に関わらずに楽しめるスポーツイベントを、東京都障害者総合スポーツセンターや体育協会加盟団体等の関係団体と連携・協力して実施した。車いす体験等の福祉教育プログラムについては、社会福祉協議会と連携し、継続して取り組んだ。

なお、障害者差別解消法施行前の平成27年度から、法の趣旨の普及啓発や相談支援を実施している。

障害者作品展来場者数及び参加団体数は、横ばい傾向であるが、アンケートでは、障害者への理解を深めたと感じた区民の割合が9割を超えており、区民や事業者等に対して、効果的に啓発活動を行うことができた。また、障害者スポーツイベント参加者数や福祉教育プログラム実施学校数、障害者就労支援施設自主製品合同販売会の売上高がいずれも増加傾向にあり、障害者への理解が深まっている。差別解消法については、映画上映会を開催し、参加者が低年齢化する等一般区民への普及啓発が進んだ。

障害者週間記念イベントや障害者スポーツイベント等を通じて、障害者や障害者スポーツ・活動への理解促進と普及につながった。また、福祉教育プログラムでは、障害への理解を深めるとともに、福祉のこころや実践力の育成につながっている。なお、事業運営においては、高齢化や障害特性に応じた適切な配慮を行うように努める必要がある。依然として障害者差別に関する相談が寄せられており、引き続き区民に向けて普及啓発に努める必要がある。

【社会動向】

【国・東京都】障害者差別解消法施行（平成28年4月）、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年10月）。法においては、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務であるが、都条例では義務とした。

「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定（平成30年3月）。心のバリアフリーの推進、障害者のスポーツ・芸術活動への参加促進等の目標を定めた。

【区】「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定（平成30年3月）」、北区職員障害を理由とする差別解消推進対応要綱制定（平成28年3月）

⇒障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められている。また、共生社会の実現に向けて、今まで以上に積極的な取組みが求められている。

【今後の課題】

①障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関や民間事業者には障害者への合理的配慮が義務付けられることとなり、差別解消の取組みを一層進める必要がある。また、区民の障害者理解の促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る必要がある。

【基本計画2020に向けて】

障害者差別を引き起こす原因の一つに、障害者理解の不足がある。今後も区民の障害者理解の更なる促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る。

【施策の方向性】

①こころのバリアフリーを育む環境づくり

様々な機会を通して、障害者への理解を深め、障害者との交流の輪を広げる。また、子どもの頃から人と人との心の障壁を取り除き、思いやりと助けあいの心を育てるため、世代間交流や福祉啓発教育等にも取り組む「こころのバリアフリー」を促進する。

【取組み例】

①障害者週間記念イベントや障害者スポーツイベント等様々な機会を通して、障害者への理解促進、差別解消の普及啓発、障害者のスポーツ・文化芸術活動等への参加を促進する。

学校教育の場における福祉教育プログラムを通して、子どもたちへの思いやりの心を育む福祉教育を促進する。

障害者が周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」や、聴覚障害者のコミュニケーション手段である手話の普及啓発を促進する。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○差別や偏見があると感じる人は2割を超えている。また、差別の内容について、障害による差別は、国籍に関する差別に次いで多くなっている。⇒区民に対して、差別解消の取組みを一層進める必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。⇒障害者とその家族の高齢化への対応。

【重点施策】

★こころのバリアフリーを育む環境づくり

⇒障害者差別解消法の施行を踏まえ、また、共生社会の実現をめざして、これまで以上に障害者への理解促進、障害者との交流の輪の拡大に努める。

【単位施策の変更】

①「思いやりのある福祉のまちづくり」を「こころのバリアフリーを育む環境づくり」に名称変更